

## 豊中市がん患者のためのアピアランスケア助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、がんになっても自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、がん治療と社会参加の両立を図るため、医療用補整具（以下「補整具」という。）の購入又は賃借（以下「購入等」という。）に要する費用の一部に対し、豊中市がん患者のためのアピアランスケア助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、抗がん剤治療等の副作用による脱毛症や乳房切除に対処するため、補整具を購入等した者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) がんと診断され、がん治療を受けた又は現に治療を受けていること。
- (2) 助成金の申請をする日及び補整具の購入等を行った日に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき豊中市の住民基本台帳に記録されていること。

### (助成金額等)

第3条 助成金の額は、対象者1人につき、次の各号に掲げる区分に定める回数及び上限額とする。申請金額が各区分で上限に満たない場合は、その金額とする。

- (1) ウィッグ 上限2万円（1回限り）
- (2) 乳房補整具 上限各2万円（乳房補整具は、左と右の乳房切除毎に、それぞれ1回までの助成とする。）

2 助成金の交付対象となる経費は、消費税及び地方消費税を含めた、ウィッグ本体（帽子、ケアネットを含み、その他の付属品、ウィッグのケア用品を除く。）、乳房補整具（補整下着および下着とともに使用するパット、人工乳房。ただし乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）の購入費用又は初期手数料を含む賃借料とする。なお、購入等のために要した郵送費は補助の対象外とする。

### (交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、購入等を行った日から起算して1年以内に、豊中市がん患者のためのアピアランスケア助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) がん治療に関する説明書や医師の診断書、治療方針計画書などの書類。  
(がん治療を受けた又は現に受けていること、及びウイッグは抗がん剤使用等の治療が分かる書類、乳房補整具は外科的治療による乳房摘出術と部位を証明する書類)
- (2) 補整具購入等にかかる領収書(申請者名又は助成対象者名、購入等を行った日、購入等品目、購入等金額、領収書発行元を証明する書類)
- (3) 助成金の振込先銀行の口座番号を証明する書類
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付が適当であると認めるときは、申請者に対して豊中市がん患者のためのアピアランスケア助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付が不相当であると認めるときは、申請者に対して豊中市がん患者のためのアピアランスケア助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1号の規定により交付を決定した時は、申請者が指定する金融機関の口座に振り込むことで、助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若くは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により助成金の交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により助成金の返還を命じられたものは、直ちに助成金を市長に返還しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年(2022年)6月1日から実施する。
- 2 この要綱は、令和4年(2022年)4月1日以降の補整具購入に係る助成金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年（2022年）12月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年（2023年）8月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から実施する。